令和 ７ 年 ６ 月

普通第一種圧力容器取扱作業主任者技能講習の開催案内

山口労働局長登録第１２号（登録有効期間令和11年 3月30日）
一般社団法人 日本ボイラ協会山口支部

ボイラー及び圧力容器安全規則第６２条により、労働安全衛生法施行令第6条第17号の作業（化学設備除く）については本技能講習又は化学設備関係第一種第一種圧力容器力容器取扱作業主任者技能講習を修了した者、あるいはボイラー技免許を受けた者のうちから作業主任者を選任しなければなりません。

つきましては、下記により標記技能講習を開催いたしますので、修了されますようご案内いたします。

労働安全衛生法施行令第6条第17号の作業とは次の容器の取扱い

イ．同施行令第1条第5号イに掲げる容器（過熱器等）で内容積が5㎥を超えるもの

ロ．同施行令第1条第5号ロからニに掲げる容器（反応器、蒸発器等）で内容積が1㎥を超えるも

1．期　　日　**令和 7 年 8 月27日(水)・28日(木)**

2．場　　所　山口市維新公園４－１－１　維新百年記念公園
「維新大晃アリーナ」視聴覚室

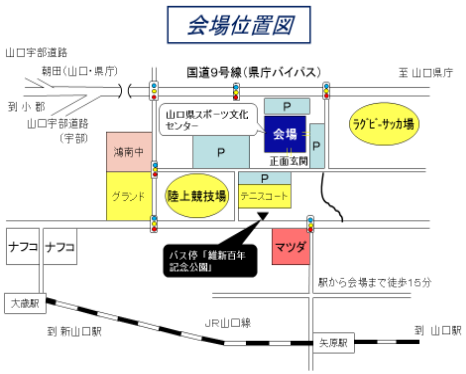

3．科目及び時間

日	時　間	科　　目
8月27日（第1日目）	9:00～12:05	第一種圧力容器の構造に関する知識
	12:55～14:55	
	15:00～17:00	関係法令
8月28日（第2日目）	9:00～12:10	第一種圧力容器の取扱に関する知識
	13:00～15:10	
	15:20～16:20	修了試験

4．受 講 料　**１５，４００円（本体価格14000円消費税1400円）**

5．定　　員　**７０名**

6．使用テキスト　「第一種圧力容器取扱作業主任者テキスト」　1,100円（本体価格1000円消費税100円）
「わかりやすいボイラー及び圧力容器安全規則」　1,430円（本体価格1300円消費税130円）

7．申し込み方法　別紙申込書に所定事項を明確に記入し、ライカ版写真(ﾀﾃ36㎜、ﾖｺ24㎜)1枚の貼付と**氏名、生年月日**を証明できる公的機関の証書(自動車免許証等)の写し又は住民票原本**(個人番号が記載されていないもの)**を添付の上、受講料とテキスト代を添えて**8月13日**までに下記に申し込んで下さい。**(インボイスの関係で請求書が必要な場合は申込書にてご連絡ください)**

旧姓又は通称の併記を希望する場合は、確認できる書類を添付して下さい。

テキスト希望の場合は必ず受講申込書の希望欄に記入して代金を添えて下さい。

なお、講習前に発送希望の方は送料５５０円が必要となります。

※ 銀行振込みの場合(申込書郵送)は、〔西京銀行 銀南街支店　普通預金0108079〕にお願いします.

〒745-0034
周南市御幸通り１－５　徳山御幸通ビル３階
一般社団法人 日本ボイラ協会山口支部　　TEL・FAX (0834)32-2942

8．そ の 他　⑴受講申し込み受付後、受講票を発行しますので当日、受付に提示して下さい。
⑵講習修了者には修了証を交付します。
⑶受講票発行後は、既納の受講料は原則として返金できません。
⑷写真の裏面に必ず氏名と撮影年月を記入してください。
⑸請求書は入金確認後受講票と一緒に発送します。事前に必要な場合は別途ご連絡下さい。